

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	後期高齢者医療制度に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

加須市は、後期高齢者医療制度に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

加須市長

公表日

令和7年1月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	後期高齢者医療制度に関する事務
②事務の概要	加須市は、高齢者の医療の確保に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）の規定に従い、特定個人情報を用いて以下の事務を取り扱う。 ・被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付 ・資格確認書等（※）の引渡し ・資格確認書等の返還の受付 ・マイナ保険証に係る利用登録解除の受付 ・医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し ・高額療養費等の公金受取口座の照会及び確認 ・保険料に関する申請の受付 ・保険料の徴収 ※ マイナンバーカードによるオンライン資格確認ができる者に対し資格情報のお知らせ等を、マイナンバーカードによるオンライン資格確認ができない者に対し、申請に基づき資格確認書等を交付。なお、暫定的な運用により、当面の間、職権で資格確認書を交付。 番号利用法別表に基づき、当市は、後期高齢者医療制度に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。
③システムの名称	1. 後期高齢者医療広域連合電算処理システム 2. 後期高齢者医療システム 3. 収納消込システム 4. 滞納整理システム 5. 団体内統合宛名システム 6. 中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名

- (1) 保険料情報ファイル
- (2) 保険料期割情報ファイル
- (3) 特別徴収対象者情報ファイル
- (4) 被保険者情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号利用法）第9条第1項 別表の85の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第46条
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ※情報提供は行わない 【情報照会の根拠】 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号利用法）第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（新情報連携主務省令）第2条の表第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（特定個人番号利用事務）に「高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務」が含まれる項（第2条の表（117の項））

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康スポーツ部国保年金課、総務部収納課
②所属長の役職名	国保年金課長、収納課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	加須市役所 健康スポーツ部 国保年金課 住所：埼玉県加須市三俣二丁目1番地1 電話：0480-62-1111(代表)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	加須市役所 健康スポーツ部 国保年金課 住所：埼玉県加須市三俣二丁目1番地1 電話：0480-62-1111(代表)
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	総合行政システム(業務システム)において、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施している。また、副本登録等に使用する統合宛名システムにおいても、各職員が閲覧等できる特定個人情報は、担当業務に必要な範囲に制限しており、担当していない業務に関する特定個人情報を紐付けられることはない。これらの対策を講じていることから、目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	総合行政システムへのアクセスが可能な職員は、生体認証とパスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。また、アクセスログを記録し、定期的に分析することで不正なアクセスがないことを確認している。これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月15日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「高齢者の医療の確保に関する法律」が含まれる項(83の項)並びに番号法別表第二主務省令第59条1項 (別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「高齢者の医療の確保に関する法律」による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(82の項)並びに番号法別表第二主務省令第58条1項	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「高齢者の医療の確保に関する法律」が含まれる項(83の項) (別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「高齢者の医療の確保に関する法律」による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(82の項)	事後	記載内容の見直し
平成28年6月15日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署②所属長	国保年金課 矢澤 利夫	国保年金課 羽鳥 智文	事後	所属長の変更
平成28年6月15日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	住所:埼玉県加須市下三俣290番地	住所:埼玉県加須市三俣二丁目1番地1	事後	住所の変更
平成28年6月15日	I 関連情報 8. 連絡先	住所:埼玉県加須市下三俣290番地	住所:埼玉県加須市三俣二丁目1番地1	事後	住所の変更
平成28年6月15日	II しいき値判断項目 1. 対象人数	平成27年3月31日時点	平成28年5月1日時点	事後	時点修正
平成28年6月15日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数	平成27年4月1日時点	平成28年5月1日時点	事後	時点修正
平成29年7月18日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署②所属長	収納課 増田 一夫	収納課 平渡 勢津郎	事後	所属長の変更
平成29年7月18日	II しいき値判断項目 1. 対象人数	平成28年5月1日時点	平成29年5月1日時点	事後	時点修正
平成29年7月18日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数	平成28年5月1日時点	平成29年5月1日時点	事後	時点修正
平成30年6月29日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署②所属長の役職名	国保年金課 羽鳥 智文 収納課 平渡 勢津郎	国保年金課長 収納課長	事後	記載項目の変更
平成30年6月29日	II しいき値判断項目 1. 対象人数	平成29年5月1日時点	平成30年5月1日時点	事後	時点修正
平成30年6月29日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数	平成29年5月1日時点	平成30年5月1日時点	事後	時点修正
令和1年6月28日	II しいき値判断項目 1. 対象人数	平成30年5月1日時点	令和1年5月1日時点	事後	時点修正
令和1年6月28日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数	平成30年5月1日時点	令和1年5月1日時点	事後	時点修正
令和1年6月28日	「IVリスク対策」を追加	—	新設されたリスク対策の実施状況の記載	事後	リスク対策に係る評価項目の新設
令和1年12月24日	II しいき値判断項目 1. 対象人数	令和1年5月1日時点	令和1年10月1日時点	事後	保護評価の再実施に伴う変更
令和1年12月24日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数	令和1年5月1日時点	令和1年10月1日時点	事後	保護評価の再実施に伴う変更
令和2年12月23日	II しいき値判断項目 1. 対象人数	令和1年10月1日時点	令和2年10月1日時点	事後	時点修正
令和2年12月23日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数	令和1年10月1日時点	令和2年10月1日時点	事後	時点修正
令和3年8月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取扱事務 ③システムの名称	1. 後期高齢者医療広域連合電算処理システム 2. 後期高齢者医療システム 3. 収納管理システム	1. 後期高齢者医療広域連合電算処理システム 2. 後期高齢者医療システム 3. 収納消込システム	事前	保護評価の再実施に伴う変更
令和3年8月1日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	(1)資格情報管理ファイル (2)給付情報管理ファイル (3)保険料賦課徴収管理ファイル	(1)保険料情報ファイル (2)保険料期割情報ファイル (3)特別徴収基本ファイル	事前	保護評価の再実施に伴う変更
令和3年8月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数	令和2年10月1日時点	令和3年6月1日 時点	事前	保護評価の再実施に伴う変更
令和3年8月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数	令和2年10月1日時点	令和3年6月1日 時点	事前	保護評価の再実施に伴う変更
令和3年8月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事前	令和3年9月1日施行の番号法改正に伴う変更
令和4年8月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(80の項) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「高齢者の医療の確保に関する法律」に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(83の項) (別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「高齢者の医療の確保に関する法律」による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(82の項)	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(80の項) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「高齢者の医療の確保に関する法律」に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(83の項) (別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「高齢者の医療の確保に関する法律」による保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(82の項)	事後	記載項目の修正
令和4年8月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数	令和3年6月1日時点	令和4年6月1日 時点	事後	時点修正
令和4年8月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数	令和3年6月1日時点	令和4年6月1日 時点	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年11月29日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	令和4年6月1日 時点	令和5年10月1日	事前	時点修正
令和5年11月29日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和4年6月1日 時点	令和5年10月1日	事前	時点修正
令和6年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康医療部 国保年金課、総務部 収納課	健康スポーツ部 国保年金課、総務部 収納課	事後	組織改正に伴う変更
令和6年4月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	加須市役所 健康医療部 国保年金課 住所：埼玉県加須市三俣二丁目1番地1 電話：0480-62-1111(代表)	加須市役所 健康スポーツ部 国保年金課 住所：埼玉県加須市三俣二丁目1番地1 電話：0480-62-1111(代表)	事後	組織改正に伴う変更
令和6年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	加須市役所 健康医療部 国保年金課 住所：埼玉県加須市三俣二丁目1番地1 電話：0480-62-1111(代表)	加須市役所 健康スポーツ部 国保年金課 住所：埼玉県加須市三俣二丁目1番地1 電話：0480-62-1111(代表)	事後	組織改正に伴う変更
令和6年5月13日				事後	令和6年4月1日修正分の委員会への提出漏れ
令和7年1月31日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の59の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第46条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号利用法)第9条第1項 別表の85の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第46条	事後	根拠法令の変更
令和7年1月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「高齢者の医療の確保に関する法律に関する情報」が含まれる項(83の項) (別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(82の項)	【情報提供の根拠】 ※情報提供は行わない 【情報照会の根拠】 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号利用法)第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(新情報連携主務省令)第2条の表第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(特定個人番号利用事務)に「高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務」が含まれる項(第2条の表(117の項))	事後	根拠法令の変更
令和7年11月25日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	(1)保険料情報ファイル (2)保険料期割情報ファイル (3)特別徴収基本ファイル	(1)保険料情報ファイル (2)保険料期割情報ファイル (3)特別徴収対象者情報ファイル (4)被保険者情報ファイル	事前	標準化対応に伴う評価の再実施
令和7年1月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	・被保険者証及び資格証明書の引渡し ・被保険者証及び資格証明書の返還の受付	・資格確認書等(※)の引渡し ・資格確認書等の返還の受付 ・マイナ保険証に係る利用登録解除の受付 ※ マイナンバーカードによるオンライン資格確認ができる者に対し資格情報のお知らせ等を、マイナンバーカードによるオンライン資格確認ができない者に対し、申請に基づき資格確認書を交付。なお、暫定的な運用により、当面の間、職権で資格確認書を交付。	事後	法令改正に伴うもの
令和7年1月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	—	・高額療養費等の公金受取口座の照会及び確認	事後	後期高齢者医療給付事務取扱の変更に伴うもの
令和7年11月25日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	令和5年10月1日 時点	令和6年12月1日 時点	事前	標準化対応に伴う評価の再実施
令和7年11月25日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和5年10月1日 時点	令和6年12月1日 時点	事前	標準化対応に伴う評価の再実施
令和7年11月25日	Ⅳ リスク対策 8. 人手を介在させる作業	—	【評価】 十分である 【判断の根拠】 総合行政システム(業務システム)において、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施している。また、副本登録等に使用する統合宛名システムにおいても、各職員が閲覧等できる特定個人情報は、担当業務に必要な範囲に制限しており、担当していない業務に関する特定個人情報を紐付けられることはない。これらの対策を講じていることから、目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事前	標準化対応に伴う評価の再実施

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年11月25日	IV リスク対策 11. もっとも優先度が高いと考えられる対策	—	【最も優先度が高いと考えられる対策】 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 【評価】 十分である 【判断の根拠】 総合行政システムへのアクセスが可能な職員は、生体認証とパスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。また、アクセスログを記録し、定期的に分析することで不正なアクセスがないことを確認している。これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事前	標準化対応に伴う評価の再実施